

40 大学院・学部・予科・専門部・工業専門学校授業料等増額にともなう学則改正の件認可 [昭和二十二年三月]

校学一〇七号	定決裁	3月29日	文書課長	送	4月4日	起案者	(松枝)
--------	-----	-------	------	---	------	-----	------

昭和二十二年三月三日起案

事務官 (春山) (床井)  
 大学教育課長 (松井)  
 次長 (刺木) (注記2)  
 学校教育局長 (日高) (堀内) (萩原) (下札)  
 (有光)  
 文書課長 (岡田) (渡邊)  
 視学官 (植田)  
 次官 (植田)

私立大学学則中変更認可(の件)(について)  
 指令案  
 中央大学設立者  
 財団法人 中央大学

(注記4) 昭和二十二年二月二十五日附申請の学則中変更の(抹消)(抹消)(加筆)(加筆)(こと)(件)は、これを認可する

年3月29日

文部大臣

備考

一、変更の理由

物価の騰勢、教職員の待遇改善に(抹消)(加筆)揃へて(そつて)授業料(其)(其)(その)の他を左の(抹消)(加筆)如く(ように)改正(せん)(しよう)とす

二、新旧対照

科目 現行額 改正額

(一)受 験 料 二〇〇円 一〇〇円

(二)入 学 金 二〇〇円 一〇〇円

(三)追再試験料(学部予科共) 五〇円 一〇〇円

総 額 二〇〇円 五〇〇円

(四)授 業 料

(イ)学 部 現行額 改正額  
 日 六〇〇円 一〇〇円  
 夜 五〇〇円 一〇〇円  
 予 科 第一 五〇〇円 一〇〇円  
 第二 四〇〇円 一〇〇円  
 (ロ) 二五〇円 五〇〇円

(ハ)大学院攻究科

(ニ)給 費 生(年)

一、〇〇〇円 二、〇〇〇円

貸 費 生(年)

一、〇〇〇円 二、〇〇〇円

特選給費生(月)

一五〇円 三〇〇円

(六)他の大学より大学院に入らんとするものの検定料

二〇〇円 一〇〇円

三、徴収の時期

昭和二十二年度より

在学生に対しては今回増額の半額を増収する(抹消)(加筆)なは)ち

学部 昼 二五〇円  
夜 二五〇円

子科第一 二〇〇円  
第二 一七五円

昭和二十二年二月二十五日

中央大学学長 林 頼三郎 印

文部大臣 高橋誠一郎殿

学則改正ニ関スル件

(注記5)  
本大学学則中左ノ通り改正シ昭和二十二年四月一日ヨリ施行致  
度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央大学学則中改正案

- 一、第十三条中受験料「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム
- 二、第二十四条中追再受験料「金五十円」ヲ「金十円」ニ「金二十円」ヲ「金五十円」ニ改ム
- 三、第三十一条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム
- 四、第三十二条中「金六百円」ヲ「千百円」ニ「金五百円」ヲ「金千円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム
 

	昼間部	夜間部
第一期 四月	金四百五十円	金四百円
第二期 八月	金三百五十円	金三百五十円
第三期 十二月	金三百円	金二百五十円
- 五、第三十七条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム

- 六、第四十二条中「金二百五十円」ヲ「金五百円」ニ改ム
- 七、第四十三条中「金百五十円」ヲ「金三百円」ニ改ム
- 八、第五十一条中「金五十円」ヲ「金十円」ニ「金二十円」ヲ「金五十円」ニ改ム
- 九、第五十四条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム
- 一〇、第五十五条中「金五百円」ヲ「金九百円」ニ「金四百五十円」ヲ「金八百円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム
 

	第一子科	第二子科
第一期 四月	金四百円	金三百五十円
第二期 八月	金三百円	金二百五十円
第三期 十二月	金二百円	金二百円

- 一一、第五十八条中「金千円」ヲ「金二千円」ニ改ム
- 一二、第六十条中「金千円」ヲ「金二千円」ニ改ム
- 一三、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ施行ス但シ第十三条及第五十条ノ規定ハ二月十五日ヨリ之ヲ適用シ又本則改正ノ際現ニ在学スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

学部	子科	年 額		
		第一期	第二期	第三期
学 部	昼間部	二五〇円	一〇〇円	八〇円
	夜間部	二五〇円	一一〇円	七〇円
子 科	第一子科	二〇〇円	九〇円	七〇円
	第二子科	一七五円	九〇円	五〇円
大学院	攻 究 科	二五〇円	二五〇円	三〇〇円

理由

物価ノ騰勢低止スル所ナク教授用備品消耗品等ノ購入費増嵩

授業料(新旧) 収入額比較調書

自昭和二十二年  
至同二十四年度

シタルト同時ニ又教職員ノ待遇改善ニ多額ヲ要スルニ依リ之  
カ経費ニ充当スル為授業料及手数料ヲ増額シ昭和二十二年度  
ヨリ施行セントス但シ現ニ在学スル学生生徒ニ付テハ今回増  
額ノ半額ヲ増徴スルモノトス

増額ニ依ル収入ノ費途ニ付テハ別表添附書類ニ明記セリ

(注記6)

理事会決議録

二月十日 午後三時

出席者 林頼三郎 片山義勝 三橋市太郎

林理事長ヨリ授業料及手数料等ノ増額並ニ給費生貸費生等ノ給  
貸費額ノ増額ニ付別案ノ通り提案ス  
審議ノ結果 全会一致原案通り可決ス

授業料収入増額ニ対スル費途予算書

収入之部

収入科目	二十二年 度	二十三年 度	二十四年 度
授業料	三、〇四、八二〇	四、三三、二七五	五、一七、七〇〇
学部専門部 増額	三、〇四、八二〇	四、三三、二七五	五、一七、七〇〇
計	三、〇四、八二〇	四、三三、二七五	五、一七、七〇〇

支出費途内訳

支出科目	二十二年 度	二十三年 度	二十四年 度
俸給	二、一四、五三七	三、〇五、二九四	三、六五、三三九
諸品	一五、二四〇	二八、一六四	三五、九三六
備品	一六、三四三	三三、二五三	二七、四七五
消耗品	二九、四三三	四八、八七四	四九、一六二
生徒諸費	七〇、九一一	一〇〇、三五五	一一九、一一三
雑費	一六八、五五五	三九、九八〇	二八、八三三
修補費	七〇、九一一	一〇〇、三五五	一一九、一一三
計	三、〇四、八二〇	四、三三、二七五	五、一七、七〇〇

摘要

摘要

科別区分	学 部		予 科		専 門 部		合 計
	夜	昼	夜	昼	夜	昼	
二十二年 度	一、三三、〇〇〇	七、四、八〇〇	一、三三、〇〇〇	七、四、八〇〇	一、三三、〇〇〇	七、四、八〇〇	一、三三、〇〇〇
二十三年 度	一、七六、六〇〇	八、四、三三〇	一、七六、六〇〇	八、四、三三〇	一、七六、六〇〇	八、四、三三〇	一、七六、六〇〇
二十四年 度	二、〇七、三〇〇	九、三、七〇〇	二、〇七、三〇〇	九、三、七〇〇	二、〇七、三〇〇	九、三、七〇〇	二、〇七、三〇〇
増差額	四三、六〇〇	一、〇、五〇〇	四三、六〇〇	一、〇、五〇〇	四三、六〇〇	一、〇、五〇〇	四三、六〇〇

学部授業料（新規程）収入額調書

自昭和二十四年度  
至同二十四年度

年次	区分		授業料（一名年額）			二十二年		二十三年		二十四年	
	夜	昼	二十二年 度 円	二十三年 度 円	二十四年 度 円	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一学 年			(加筆) 1,100 (抹消) 0	1,100	1,100	65人	75,000 円	65人	75,000 円	65人	75,000 円
二学 年			(加筆) 1,100 (抹消) 0	1,100	1,100	60人	70,000	60人	70,000	60人	70,000
三学 年			(加筆) 850 (抹消) 0	850	1,100	30人	30,000	30人	30,000	55人	64,000
計			(加筆) 1,000 (抹消) 0	1,000	1,000	155人	175,000	155人	175,000	175人	209,000
一学 年			(加筆) 1,000 (抹消) 0	1,000	1,000	60人	60,000	60人	60,000	60人	60,000
二学 年			(加筆) 1,000 (抹消) 0	1,000	1,000	60人	60,000	60人	60,000	60人	60,000
三学 年			(加筆) 750 (抹消) 0	750	1,000	30人	30,000	30人	30,000	55人	55,000
計			(加筆) 1,000 (抹消) 0	1,000	1,000	150人	150,000	150人	150,000	175人	175,000

予科授業料（新規程）収入額調書

自昭和二十二年  
至同二十四年度

年次	区分		授業料（一名年額）			
	夜	昼	二十二年 度	二十三年 度	二十四年 度	二十二年 度
一学		七〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇人
二学		七〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇人
三学		八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇人
計		五〇〇	七〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇人
一学	六〇〇		八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇人
二学	六〇〇		八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇人
三学	五五〇		八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇人
計			六〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇人
合計			二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇	二,三三〇人

学部授業料（旧規程）収入額調書

自昭和二十二年  
至同二十四年度

年次	区分		授業料（一名年額）			
	夜	昼	二十二年 度	二十三年 度	二十四年 度	二十二年 度
一学		六〇〇	三九〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	三九〇人
二学		四〇〇	一,九三〇,〇〇〇	二,一六〇,〇〇〇	二,一六〇,〇〇〇	二,一六〇人
三学		四〇〇	一,五二〇,〇〇〇	一,六三〇,〇〇〇	一,六三〇,〇〇〇	一,六三〇人
計		三〇〇	七,四四〇,〇〇〇	八,一八〇,〇〇〇	八,一八〇,〇〇〇	八,一八〇人
一学	三〇〇		三九〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	三九〇人
二学	三〇〇		一,八七〇,〇〇〇	二,〇七〇,〇〇〇	二,〇七〇,〇〇〇	二,〇七〇人
三学	三〇〇		一,四七〇,〇〇〇	一,五七〇,〇〇〇	一,五七〇,〇〇〇	一,五七〇人
計			三,一三〇,〇〇〇	三,〇三〇,〇〇〇	三,〇三〇,〇〇〇	三,〇三〇人
合計			一〇,五七〇,〇〇〇	一〇,二一〇,〇〇〇	一〇,二一〇,〇〇〇	一〇,二一〇人

予科授業料（旧規程）収入額調書

年次	区分	授業数（一名年額）		人員	金額
		二十二年	二十三年		
合計	（夜）	21	21	2,550	996,160
		22	22	2,550	996,160
		23	23	2,550	996,160
合計	（昼）	21	21	2,550	996,160
		22	22	2,550	996,160
		23	23	2,550	996,160

専門部授業料（新規程）収入額調書

年次	区分	授業数（一名年額）		人員	金額
		二十二年	二十三年		
合計	夜	21	21	550	440,000
		22	22	550	440,000
		23	23	550	440,000
合計	昼	21	21	750	675,000
		22	22	750	675,000
		23	23	750	675,000

工業専門学校授業料（新規程）収入額調書

自昭和二十二年  
至同二十四年度

年次	区分		授業料（一名年額）		二十二年		二十三年		二十四年	
	昼	夜	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一学	1,100円		1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円
二学	1,100円		1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円
三学	1,100円		1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円	1,100人	3,300,000円
計	3,300円		3,300人	9,900,000円	3,300人	9,900,000円	3,300人	9,900,000円	3,300人	9,900,000円

専門部授業料（旧規程）収入額調書

自昭和二十二年  
至同二十四年度

年次	区分		授業料 （一名年額）	二十二年		二十三年		二十四年	
	昼	夜		人員	金額	人員	金額	人員	金額
一学	360		360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
二学	360		360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
三学	360		360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
計	1,080		1,080円	225人	81,000円	225人	81,000円	225人	81,000円
一学		360	360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
二学		360	360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
三学		360	360円	75人	27,000円	75人	27,000円	75人	27,000円
計		1,080	1,080円	225人	81,000円	225人	81,000円	225人	81,000円

工業専門学校授業料(旧規程)収入額調査  
自昭和二十二年  
至同二十四年度

年次	区分		人員	金額
	(昼)	(夜)		
一 学年	200名	200名	200人	130,000円
二 学年	200名	200名	200人	130,000円
三 学年	200名	200名	200人	130,000円
計	600名	600名	600人	390,000円

(表紙)

中央大学学則  
大学学部  
大学学部  
専門部

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

- 四月一日ヨリ十五日ニ至ル
- 七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル
- 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
- 日曜日
- 大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ



ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス  
 第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部  
 ニ従ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週
必修科目						
憲法	三		二		二	
民法第一部(總則)	六		三		二	
民法第二部(債權)	五		四		二	
刑法	三		二		二	
日本法制史	二		四		三	
経済学	二		三		二	
外国法(英)	二		二		二	
共栄圏状勢概論	二		二		二	
東亞法制概論	二		二		二	
教練	四		四		二	
軍事学	一				二	

必修科目中外国法又ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ選定シ届出  
 ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

科目	第一学年	第二学年	第三学年
社会学	二	二	二
西方法制史	二	二	二
国际私法	二	二	二
伦理学(東洋)	二	二	二
伦理学(西洋)	二	二	二
外国語(支那語等)	二	二	二
经济政策	二	二	二
社会政策	二	二	二
刑事政策	二	二	二
政治学	二	二	二
外国語(支那語等)	二	二	二
外国語(支那語等)	二	二	二

中等学校公民科教員無試験檢定希望者ハ社会学伦理学(東洋西洋)經  
 济政策社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週
必修科目						
经济原論	四		二		二	
日本経済史	二		二		二	
地政学	二		二		二	
金融論	三		二		二	
統計学	二		二		二	
簿記原論	二		二		二	
配給経済論	二		二		二	



					經濟統制論	二
					日本産業史	二

隨意科目

倫理学(東洋)	二	倫理学	二	經濟時事問題	二
刑法	二	行政法総論	二	行政法各論	二
親族法	二	相続法	二	工業所有權法	二
独語經濟書	二	國際公法	二	支那語	二
仏蘭西語經濟書	二	独語經濟書	二		
社会学	二	仏蘭西語經濟書	二		
支那語	二	支那語	二		

高等学校高等科法制及經濟科教員無試験檢定希望者ハ行政法(総論各論)親族法相続法及刑法ヲ必ス履修スヘシ

第十条 学年ノ始ニ於テ關係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ他ノ学部ニ屬スル授業ヲ隨意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

- 一 予科卒業者
- 二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者
- 三 旧学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル
- 四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年

文部省令第三号第二条第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限リ試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金〔十円〕  
〔採消〕  
〔加筆・朱書〕  
〔二十円〕〔百円〕ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ當該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費、<sup>(ママ)</sup>生貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認め

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

### 第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金<sup>(抹消)</sup>〔三元〕<sup>(抹消)</sup>〔五元〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔十元〕ヲ納ム

ヘシ、但シ総額金<sup>(抹消)</sup>〔十元〕<sup>(抹消)</sup>〔二十元〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔五十元〕ヲ超ユルコトナシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業料ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコ

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ソル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ

付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔二百円〕〔百円〕ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔百八十円〕〔六百円〕〔千五百円〕夜間部ハ金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔五百円〕〔千円〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔七十〕〔二百拾〕〔四百五十〕円

第二期 〔九〕〔八〕月

金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔六十〕〔二百〕〔三百五十〕円

第三期 〔一〕〔十二〕月

金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔五十〕〔百九十〕〔三百〕円

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔十〕〔二十〕円〔百円〕ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔百二十〕〔二百五十〕円〔五百円〕ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔七十五〕〔百五十〕円〔三百〕〔百円〕以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認

ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

第一学年	科目	修身	第二学年	科目	修身	第三学年	科目	修身
第一外国語(英若ハ独)	六	一	第二外国語(英若ハ独)	五	一	第二外国語(英若ハ独)	五	一
第二外国語(英若ハ独)	一〇	一	第一外国語(英若ハ独)	一〇	一	第一外国語(英若ハ独)	一〇	一
第二外国語(英若ハ独)	(二)	(二)	第二外国語(英若ハ独)	(二)	(二)	第二外国語(英若ハ独)	(二)	(二)

第一学年	第二学年
歴史	歴史
地理	地理
数学	数学
自然科学	自然科学
体育	体育
二歴	二歴
二心理、論理	二哲学概説
二数	二心理、論理
二自然科学	二法制、経済
二自然科学	二体
二体	二操
二操	二操

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

第一学年	第二学年
歴史	歴史
心理、論理	哲学概説
数学	心理、論理
自然科学	法制、経済
体育	体育
二歴	二歴
二心理、論理	二哲学概説
二数	二心理、論理
二自然科学	二法制、経済
二自然科学	二体
二体	二操
二操	二操

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験檢

定ノ上之ヲ許可ス

第一予科、第二予科

一 中等学校四学年修了者

二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 削除

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金<sup>(抹消)</sup>〔五円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔十円〕ヲ納ムベシ但シ総額金<sup>(抹消)</sup>〔十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔五十円〕ヲ超ユルコトナシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ鑑

衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金<sup>(抹消)</sup>〔五十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔二百円〕ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金<sup>(抹消)</sup>〔六十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔九百円〕<sup>(抹消)</sup>〔二百二十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔四百五十円〕<sup>(抹消)</sup>〔八十円〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一予科

第二予科

第一期 四月

金<sup>(抹消)</sup>〔六十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔四百円〕

第二期 八月

金<sup>(抹消)</sup>〔九十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔三百五十円〕

第三期 十二月

金<sup>(抹消)</sup>〔四十円〕<sup>(加筆・朱書)</sup>〔二百五十円〕

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル

者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八條 給費生ニハ当該学年年間額金(抹消)〔五百円〕(抹消)〔千円〕(加筆・朱書)〔千円〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九條 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

#### 第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十條 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金(抹消)〔五百円〕(抹消)〔千円〕(加筆・朱書)〔千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一條 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二條 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三條 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四條 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五條 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六條 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七條 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

#### 第七章 学生心得

第六十八條 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九條 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十條 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一條 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二條 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三條 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四條 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超ユ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

#### 第八章 懲 戒

第七十五條 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六條 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス



第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ  
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

- 一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル
- 一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス
- 一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ在スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル学生生徒ノ授業料、攻究科<sup>料</sup>ハ従前ノ規程ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル

(加筆)  
一 本則改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス但本則改正ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

大学院 攻究科	学部		夜	昼	年 額	第一期	第二期	第三期
	夜	昼						
	一三〇	一六〇	一三〇	一三〇	六五〇	五五〇	五五〇	五〇〇
	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇

(加筆・朱書)  
一 本則改正ハ昭和二十二年(二)〔四〕月(十五)〔二〕日ヨリ  
(抹消) (加筆) (抹消) (加筆)  
〔適用〕(二)之ヲ施行〕ス但シ〔第十三条及第五十条ノ規定ハ  
二月一日ヨリ之ヲ適用シ又〕本則改正ノ際現ニ在学スル  
学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴  
シ之ヲ各期ニ納付セシム

大学院 攻究科	学部		夜間部	日間部	年 額	第一期	第二期	第三期
	夜間部	日間部						
	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一七五〇	九〇〇	七〇〇	四〇〇
	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一七五〇	九〇〇	七〇〇	四〇〇
	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一七五〇	九〇〇	七〇〇	四〇〇
	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一七五〇	九〇〇	七〇〇	四〇〇
	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一七五〇	九〇〇	七〇〇	四〇〇

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス  
 第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一 学年		第二 学年		第三 学年	
	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数
修身	一		修身	一	修身	一
憲法	三		行政法	二	行政法	二
法学通論	二		民法第三部(親族)	三	商法第二部(手形法)	二
民法第一部(総則)	六		商法第一部(商法総則會社商行為保險)	四	商法第三部(海商法)	二
民法第二部(債權)	四		民事手続(民法第一編)	四	民事手続(民事訴訟法)	三
刑法	三		刑法	二	統制法規概論	二
経済学	二		刑事訴訟法	三	財政学	二
論理心理	二		共栄圏状勢概論	二	国史	二
外国語(英)	四		哲学概論	二	民事演習	二
教 練	七		外国語(英)	四	刑事演習	二
兵器事 学	一		兵器事 学	一	外国語(英)	四
兵器事 学	一		兵器事 学	一	兵器事 学	一

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出スル  
コトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

日本法制史	二	国際公法	二	法律哲学	二
社会学	二	西洋法制史	二	国際私法	二
大東亞法制概論	二	歐羅巴法制概論	二	英米法制概論	二
外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二

第二 経済学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一修	一	修身	一	修身	一
経済原論	二	二	経済学史	二	経済政策(工業)	二
日本経済史	二	二	経済政策(農業)	二	経済政策(交通)	二
金融論	三	二	経済政策(商業)	二	財政学	二
統計学	二	二	経営経済学	二	配給経済学	二
地政学	二	二	証券論	二	経済統制論	二
簿記原理	二	二	証券論	二	會計学	二
憲法	三	二	共栄圏情勢概論	二	政治学	二
法学通論	二	二	民法(債権)	二	商法(海商・手形)	二
民法(総則・物権)	四	二	商法(総則・会社商行為)	二	統制法規概論	二
論理心理	二	二	哲学概論	二	外国語(英語)	四

第三 商学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一修	一	修身	一	修身	一
商業概論	二	二	経営経済学	二	會計学	二
簿記(中学出)	二	三	簿記(原簿計算及工業簿記)	三	監査論	一
簿記(商業出)	三	二	商業数学	二	貿易実務	二
国語英文(商業出)	一	二	商業数学	二	取引所論	二
経済原論	二	二	商品学	二	取引所論	二
貨幣論	二	二	交通論	二	保険論	二
統計学	二	二	金融論	二	配給論	二
経済地理	二	二	経済政策(商業)	二	経済政策(工業)	二

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

刑罰法	二	民法(親族法)	三	社会学	二
外国語(支那語等)	二	行政法	二	保険学	二
外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二

經濟史	二	景氣論	二	財政学	二
工業概論	一	商業英語	二	東亞經濟論	二
憲法	二	民法(物權・債權)	四	珠算	二
法學通論	二	商法(總則・商行) <small>(為・会社)</small>	二	商業英語	二
民法(總則)	二	英語	四	商法(海商・手形)	二
論理・心理又ハ哲学	二	教 練	四	英語	四
英語	六		教 練	英語	四
教 練	七				
夜間部ニハ教練ヲ課セズ					
随意科目					
特別英語	二	教育學	二	教授法	二
第二外國語(支)	二	第二外國語(支)	二	第二外國語(支)	二

第二學年ニ於ケル教育学及第三學年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル學歷ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス

- 一 中等学校四學年修了者
  - 二 専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定合格證書ヲ有スル者
  - 三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中等学校四學年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者
- 別科生ハ志願者ノ履歷ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ國語、

漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二學年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一學年又ハ第二學年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金〔十円〕〔二十円〕〔百円〕トス(加筆・朱書)

第十条 同等学校ニ於テ第二學年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ學年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金〔五円〕〔二十円〕〔百円〕ヲ納ムヘシ(抹消) (加筆・朱書)

第十二条 正科生ノ入学期ハ學年ノ始トス但シ第十条、第二十条條第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ學年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認

メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

### 第三節 試 験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金(抹消) (抹消) (加筆・朱書) (三円) (五円) (十円)ヲ納ム

ヘシ、但シ総額金(抹消) (抹消) (加筆・朱書) (十円) (二十円) (五十円)ヲ超ユルコトナシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

#### 第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金〔五〕〔加筆・朱書〕〔二十円〕ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔百五十円〕〔五十円〕〔九百円〕、夜間部ハ金〔百二十円〕〔四百五十円〕〔八百円〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

#### 昼間部

第一期 四月

金〔六十〕〔百七十五〕〔四百〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

第二期 〔九〕〔八〕月  
(抹消) (加筆・朱書)

金〔五十〕〔百六十五〕〔三百〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

第三期 〔二〕〔十一〕月  
(抹消) (加筆・朱書)

金〔四十〕〔百六十〕〔二百〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

#### 夜間部

金〔五十〕〔百五十五〕〔三百五十〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

金〔四十〕〔百五十〕〔二百五十〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

金〔三十〕〔百四十五〕〔二百〕円  
(抹消) (加筆・朱書)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 削除

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費及生モ特待生  
(生及ヒ)

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金〔五百円〕〔千円〕〔二千円〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金〔五百円〕〔千円〕〔二千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得  
留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム  
憲法 行政法 刑法 民法 商法  
訴訟法 国際法 政治学 経済学 財政学  
商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者

ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學歷アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除  
第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス  
第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年〔抹消〕〔加筆・朱書〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ  
第一期 四月 (抹消) (加筆・朱書)  
第二期 (抹消) (加筆・朱書)  
第三期 (抹消) (加筆・朱書)

第一期 四月 (抹消) (加筆・朱書)  
第二期 (抹消) (加筆・朱書)  
第三期 (抹消) (加筆・朱書)  
第三十一条 第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス  
落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得  
第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金〔抹消〕〔五十〕円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス  
第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業  
学士ノ称号ヲ認許ス

#### 第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着  
ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯  
セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静粛ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ  
挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア  
リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ  
遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具  
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ  
証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個  
月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為  
スコトヲ要ス

#### 第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者  
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学

校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ  
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

#### 附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程  
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年  
試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年  
試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受  
クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次  
ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ  
付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒  
ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五  
十三条ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十  
七条ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存  
スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存



〔裏表紙〕

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十九年八月 中央大学

スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス但シ本則改正ノ際現在スル(抹消)生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之レヲ各期ニ分納セシム

研究科	区分		
	年額	第一期	第二期
専門部	昼	一三〇円	四五
	夜	一二〇	四五
研究科	五〇	二〇	一五
			一五

(加筆・朱書)

(抹消)(加筆)(抹消)(加筆)

一 本則改正ハ昭和二十二年(二)(四)月(十五)(一)日ヨリ(適用)(之)ヲ施行(ス)但シ(第十三条ノ規定ハ)二月十五日ヨリ之ヲ適用シ又(本則改正ノ際現ニ在学スル(学生)生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

研究科	年額		
	第一期	第二期	第三期
専門部	昼間部	九〇円	七〇円
	夜間部	九〇	五〇
研究科	七〇	七〇	六〇
			三五

〔注記1〕

〔完決〕

〔注記2〕

「記録掛/22・4・30/受領」

〔注記3〕

「回付月日/3月19日/文書/3月22日/次官」

〔注記4〕

「一八」(簿冊内件名番号)

〔注記5〕

「文部省/昭22・2・28/校学107」

〔注記6〕

「写」

〔下札〕

④種別 (抹消) (三ノ三) (加筆) (わ)ノ四/聯繫 /登録追加 5/件名

中央大学申請、(財団法人)中央大学学則中変更認可/番号

/結了年月日 昭二二、三、二九/保存年限 /枚数 1

〔自大13年5月至昭22年3月 中央大学 第5冊〕  
文部省 3A, 9-2, 109